

4015 日タイ経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日タイ経済連携協定に基づき、日・タイ間の往復貿易額の約 95%（日本からの輸出額の約 97%、タイからの輸入額の約 92%）について、この協定の発効から 10 年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- (イ) えび・えび調製品⇒関税即時撤廃
- (ロ) マンゴー、マンゴスチン、ドリアン⇒関税即時撤廃
- (ハ) 鶏肉（骨付もも肉を除く）、鶏肉調製品⇒5年間でそれぞれ8.5%及び3%まで関税削減
- (ニ) まぐろ缶詰⇒5年間で関税撤廃

2. タイの主な譲許内容

- ・りんご、なし、ながいも⇒関税即時撤廃

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・ほぼ全ての鉱工業品につき、10年以内に関税撤廃

2. タイの主な譲許内容

- (イ) 鉄鋼⇒全ての品目につき10年以内に関税撤廃
- (ロ) 自動車部品（生産用）⇒エンジン等については原則7年後、その他については原則5年後に関税撤廃
- (ハ) 自動車（完成車）（3000cc超）⇒3年間で60%まで段階的関税引下げ
- (ニ) 自動車（完成車）（3000cc以下）⇒6年目に再協議